

⑫特許公報(B2) 昭58-26593

⑤Int.Cl.³

識別記号

庁内整理番号

⑳㉔公告 昭和58年(1983)6月3日

G 06 F 15/42

6913-5B

発明の数 1

(全3頁)

1

2

⑤④再診自動受付機

②特 願 昭55-175637

②出 願 昭55(1980)12月12日

⑥⑤公 開 昭57-98071

④③昭57(1982)6月18日

⑦②発 明 者 梅里 良正

川崎市中原区上小田中1015番地

富士通株式会社内

⑦①出 願 人 富士通株式会社

川崎市中原区上小田中1015番地

⑦④代 理 人 弁理士 松岡 宏四郎

⑦③特許請求の範囲

1 受診科名を入力するキーを有する操作盤と、患者毎に割付けられた識別コードが読取り可能にされた識別カードを読取るカード読取部と、プリンタ部と、患者ファイルを有するファイル装置とを備え、患者が前記カード読取部に該患者の識別カードを挿入したのち、前記操作盤の入力キーの操作により所望の受診科名を入力したのに応じ、前記患者ファイル内の該識別コードに対応する該患者のファイルデータの存在を確認したのち、前記プリンタ部により受診科名を有する受付データを受付用紙に印字して発行することを特徴とする再診自動受付機。

発明の詳細な説明

本発明は、病院等における外来患者の再診申込を受付けて処理する再診自動受付機に関するものである。

病院、診療所等のように、多数の外来患者の診療を実施するところでは、その受診申込手続を人手処理に委ねている。特に再診患者の数は、ベット数が1,000程度の病院では1,500人/日に達する。このため受診受け専任の事務職員を必要とし、人手不足の場合には、申込患者の多くが、長時間待たされることになる。殊に近年は人件費

が高騰しているため、間接要員の増加は病院等の経営を圧迫することになる。初診申込に較べ、再診申込の場合は申込手続が簡単であるから、再診申込の受付処理を自動化すれば、人件費を節約でき、また申込患者に対するサービスを向上することができる。

本発明は上記の点に着目したものであり、再診申込手続きを処理する再診自動受付機の提供を目的としている。

10 受診科名を入力するキーを有する操作盤と、患者毎に割付けられた識別コードが読取り可能にされた識別カードを読取るカード読取部と、プリンタ部と、患者ファイルを有するファイル装置とを備え、患者が前記カード読取部に該患者の識別カードを挿入したのち、前記操作盤の入力キーの操作により所望の受診科名を入力したのに応じ、前記患者ファイル内の該識別コードに対応する該患者のファイルデータの存在を確認したのち、前記プリンタ部により受診科名を有する受付データを受付用紙に印字して発行することを特徴とする再診自動受付機である。なお、前記制御部とセンタ側の処理装置とを接続したオンライン方式においては、センタ側に患者データファイルを有し、前記カード読取部及びキーボードから入力されたデータはセンタ側へ送出され、これによりセンタ側の患者データファイルの更新が行われるものである。

以下、本発明を図面によつて説明する。第1図は本発明の一実施例を説明するブロック図(オフライン)、第2図は、本発明の一実施例を説明する表示例、第3図は本発明の一実施例を説明するブロック図(オンライン)であり、1はキーボード、2は受診票、3は表示部、4はIDカード、5はカード読取部、6はプリンタ部、7は制御部、8はフロッピーディスク装置、9は処理装置、10はファイル装置、11はプリンタ、Aは入力鈕、Bは確認鈕、Cは患者事務ファイル、Jはカルテ・ファイル、M₁、M₂はメッセージ、Pは電

源釦、d、e、f、gは表示位置、hはメツセージ部、iは識別コードである。まずオフライン方式を第1図及び第2図によつて説明する。第1図において、患者が電源釦Pを押下すると、第2図aに示すような初画面が表示部3に表示される。第2図aのメツセージ部hには図示のようにカード挿入を誘導するメツセジが表示されている。患者がIDカード4をカード読取部5に入れると、読取られた識別コードiが制御部7へ送られる。このため制御部5は該識別コードに基づき患者事務ファイルCにアクセスして該患者コードに対応して格納されるデータの検索を行う。ここで患者が存在することが確認されれば、表示部3へはメツセージM₁を送出する。従つて第2図aのメツセージ部hの表示は第2図bに示したM₁のメツセージ、すなわち「希望受診科釦を押して下さい」に切替えられる。そこで患者は、入力釦Aの中の所望する受診科釦を押す。制御装置7の制御により表示部3の画面の表示位置eには、入力された受診科名が表示される。次いでメツセージ部hに、「よろしければ確認釦を押して下さい」というメツセジが表示されるので、患者が確認釦Bを押下すると、制御装置7は表示部3の表示データ（入力データ）に基いて、患者事務ファイルCの該患者に関する再診日・最終診療日データ等のデータを更新すると共に、プリンタ部6から受診票2（受診科名、年月日、姓名などの所要データが印刷されている）を出力する。患者はこの受診票を手にする事により、再診受付が完了したことになる。尚、受診科毎にカウンタを持ち、受診票にカウンタの値を印字して、カウンタを+1してゆくようにすれば受付順も出力できる。病院側の事務職員は、フロッピイディスク装置8のフロッピイディスク（患者事務ファイル）を抜取つてセントラ側の処理装置にかければ、マスタファイルの更新を行うことができる。なお、該患者が被保険

者であり、末だ患者事務ファイルCに未登録であり当日、保険証の内容チェックが未完了の場合には、第2図bに示すメツセジM₂が、メツセージ部hに表示させる。尚この場合新規患者は、氏名・住所等伝票に出力出来ないから希望受診科のみ印字できるようにする。

次にオンライン方式を第3図によつて説明する。第3図においても、患者によるカードの入力、キーボード操作手順及びその表示はオフライン方式と同一であるので説明は省略する。カード読取部5から識別コードiにより、セントラ側のファイル装置10内の患者事務ファイルCがアクセスされ、また確認釦Bの押下により、患者事務ファイルCが更新される。さらに該患者のカルテがカルテ・ファイルJから取出され、プリンタ11に出力される。このプリンタを各診療科毎に設けて置いた場合には、診療科別に患者のカルテを出力することが可能となる。

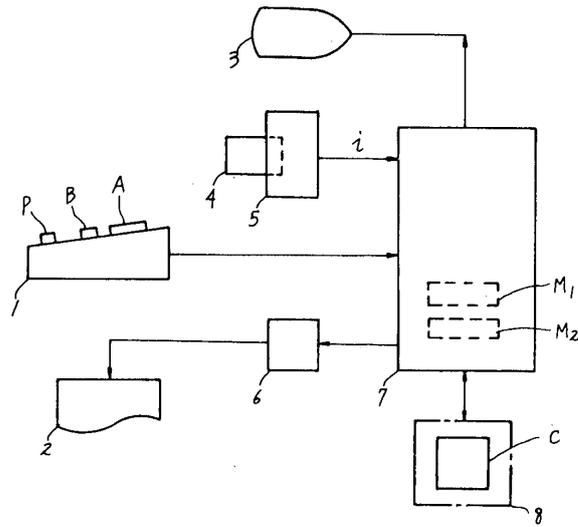
以上のように本発明は、再診患者の受診申込処理を自動化したものであり、事務処理の間接費用を減少せしめ、また患者の待ち時間を減少してサービスを向上しうる利点を有するものである。

図面の簡単な説明

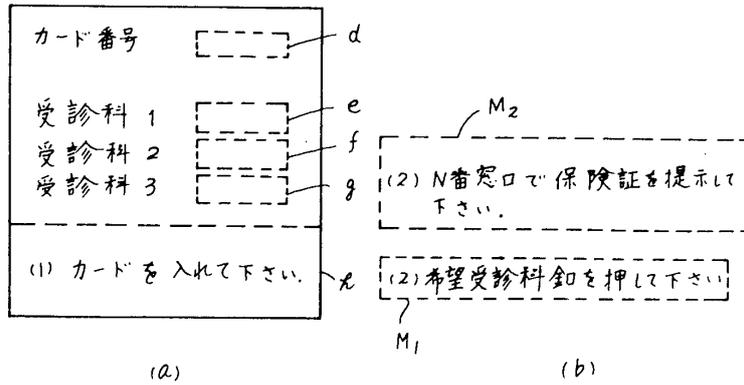
第1図は本発明の一実施例を説明するブロック図（オフライン）、第2図は本発明の一実施例を説明する表示例、第3図は本発明の一実施例を説明するブロック図（オンライン）であり、図中に用いた符号は次の通りである。

1はキーボード、2は受診票、3は表示部、4はIDカード、5はカード読取部、6はプリンタ部、7は制御部、8はフロッピイディスク装置、9は処理装置、10はファイル装置、11はプリンタ、Aは入力釦、Bは確認釦、Cは患者事務ファイル、Jはカルテ・ファイル、M₁、M₂はメツセージ、Pは電源釦、d、e、f、gは表示位置、hはメツセージ部、iは識別コードを示す。

第 1 図



第 2 図



第 3 図

